

合同就職面接会

正社員で雇用する計画のある県内企業との面接会を開催します。

●日時 7月13日(土)／午後1時～4時

●会場 ビッグパレットふくしま(郡山市南)

●対象 3月に大学等を卒業予定の方、平成23年3月以降に卒業して現在就職活動をしている方 ※申込不要

●福島労働局職業安定課 ☎024152915396

土地改良区賦課金

市土地改良区の一般および維持管理賦課金の納入期限は6月28日(金)です。納期内に忘れずに納入してください。

●同事務局 内2295

国民年金保険料免除制度

経済的な理由や失業で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請し承認を受けることで、保険料の納付を免除または猶予される制

度があります。

免除の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の金額にも反映されます(一部免除の場合は一部納付保険料の納付が必要です)。納付の猶予を受けた期間は、10年以内に保険料を追納しなければ年金額には反映されませんのでご注意ください。

平成24年7月分から平成25年6月分までの納付に係る申請は7月31日(水)まで受け付けています。なお、平成25年7月分から平成26年6月分までの納付に係る申請は、7月1日(月)から受け付けます。

●申請に必要なもの 年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、印鑑 ※そのほか、失業による申請は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証、転入による申請(平成24年1月2日以降に転入)は所得課税証明書が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

●本庁舎国保年金課 内2174 / 各庁舎市民福祉課 表郷 ☎2113 大信 ☎463974 東 ☎2113

参議院議員通常選挙のお知らせ



《投票日》 7月21日(日) 《投票時間》 午前7時～午後6時

《投票所および投票所入場券》

投票所は、郵送される投票所入場券に記載されています。なお、今までの投票所と異なることもありますので必ずご確認ください。

投票日または期日前投票には、投票所入場券を持参してください(入場券をなくしたり、忘れても投票はできます)。

《投票の方法》 ※今回の選挙は2回投票します。

- ①福島県選出議員選挙(候補者の名前を記入)
- ②比例代表選出議員選挙(候補者の名前、または政党等の名称を記入)

《投票できる方》

平成5年7月22日までに生まれた方で、平成25年4月3日以前(転入届出をした方も含む)から本市に住所を有し、引き続き本市に住んでいる方。なお、今回の選挙から成年後見人の方も投票できます。

《期日前投票》

投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票ができます。手続きは、宣誓書に事由、氏名、住所などを記載します。印鑑は必要ありません。なお、期日前投票日に満20歳にならない方は、不在者投票所での投票となります。

●期間 7月5日(金)～20日(土)

●場所・時間	市役所本庁舎(1階)	午前8時30分～午後8時
	市役所表郷庁舎	
	大信農村環境改善センター	午前8時30分～午後7時
	市役所東庁舎	

※いずれの期日前投票所でも投票できます。

《滞在地や避難先での不在者投票》

仕事や旅行または東日本大震災の影響による避難などで、市外に滞在・避難されている方は、滞在地や避難先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、本市選挙管理委員会へ郵送してください。投票用紙の送付も郵送で行いますので、予定のある方は早めに手続きをしてください。なお、

「不在者投票請求書・宣誓書」は、全国の選挙管理委員会にあります(市ホームページからダウンロードできます)。

《指定病院などでの不在者投票》

県選挙管理委員会が指定する病院などに入院、入所している方は、その施設で不在者投票ができます。市内の指定施設は、白河厚生総合病院、白河病院、田口病院、小峰苑、しらかわの里、ひもろぎの園、聖・虹の郷です。

《郵便等による不在者投票》

身体障害者手帳や介護保険被保険者証(要介護5)の交付を受けている方で、公職選挙法の要件に該当する場合、自宅郵便等による不在者投票ができます。投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

《県内他市町村から本市へ避難されている方へ》

本市で不在者投票ができますので、住民票のある市町村もしくは本市選挙管理委員会までお問い合わせください。※不在者投票で投票用紙の交付を受けた後、投票日または期日前投票所で投票する場合は、交付された投票用紙を選挙管理委員会へ返却してください。

《開票》

中央体育館で、7月21日(日)午後8時から開始します。※市ホームページで、福島県選出議員選挙の開票状況をお知らせします。

《選挙公報》

選挙公報は7月19日(金)までに各世帯に配布します。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

《インターネットを使った選挙運動》

候補者や政党等はウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)および電子メールを利用した選挙運動ができるようになりました。なお、有権者もウェブサイト等を利用した運動ができますが、電子メールの利用は禁止されていますのでご注意ください(運動は、7月4日の公示日から投票日の前日まで行うことができます)。

●選挙管理委員会事務局 内2510